

# 山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620  
Yamanashi Chuo Rotary Club  
2014-2015

会長 原田 哲 副会長 樋貝 浩久  
幹事 田中 雅貴 副幹事 田中 雅承  
会計 田中 雅承 会報 竹野 満

事務所  
〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2  
(山梨ビジネスパーク (株) カルク内)  
TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>  
FAX 055-273-8010 E-mail [rotary@yamachuo-rc.net](mailto:rotary@yamachuo-rc.net)



ロータリーに  
輝きを

2014~2015 RI 会長  
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー  
岡本 一八

【例会日】  
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】  
(株) カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2014年 12月 5日 第1655回例会

## 本日のプログラム

赤岡ガバナー補佐 クラブ訪問

### 会長挨拶

#### 「生命保険と税金の取り扱い」

会長 原田 哲

今回は、相続税の課税対象となる生命保険契約における保険金、満期返戻金、解約返戻金等について説明しました。生命保険契約におけるこれらの金銭等については、相続税の外にも贈与税、所得税が課税される場合や非課税となる場合もありますので、課税関係全般について説明します。

1. 生命保険契約には、次のような当事者がいます。

保険契約者：保険契約を締結する名義人で、  
通常保険料を負担する人

被保険者：保険の対象となる人

保険金受取人：保険事故が発生した時の保険  
金を受け取る人

2. 生命保険契約に基づいて支払われる金銭には、次のようなものがあります。

生命保険金：被保険者の死亡、重度障害及び  
疾病等の保険事故が発生した  
場合に支払われる金銭

満期返戻金：積立型の生命保険契約で、契約期間満了時に支払われる金銭

解約返戻金：生命保険契約を解約した場合に支払われる金銭

その外、生命保険契約そのものが契約者変更により当初の契約者から他の者に譲ることができます。その場合には、それまで払い込まれた保険料に基づいて前記の支払われるべき金銭の権利も移転します。これを「生命保険契約に関する権利」と言います。

上記の当事者と支払われる金銭・権利の組み合わせで課税関係は以下のようになります。

- ① 保険契約者が重度障害・疾病等で保険金を取得した場合⇒非課税
- ② 保険契約者が満期返戻金・解約返戻金を取得した場合⇒所得税（一時所得）
- ③ 保険契約者以外が満期返戻金を取得した場合⇒贈与税
- ④ 保険契約者の死亡によりその相続人が保険金を取得した場合⇒相続税
- ⑤ 保険契約者の死亡によりその相続人以外の者が保険金を取得した場合⇒相続税（遺贈による取得）
- ⑥ 保険契約者以外の被保険者の死亡により保険契約者が保険金を取得⇒所得税（一時所得）

- ⑦ 保険契約者の死亡により生命保険契約の権利を相続人が取得した場合⇒相続税  
以上の外にもいろいろなケースがありますが、それぞれの場合の課税関係がどうなるかはその都度検討する必要があります。

(TEL 055-284-4611)

12月31日(水)は「年末特別休会」  
☆甲斐ロータリークラブ☆  
12月29日(月)は「年末特別休会」

**前回の例会記録**

**第1654回 出席報告**

会員数	免除	出席者	欠席者	出席率	メイクアップ	前回の修正出席率
11名	0名	8名	3名	71%	3名	100%

**幹事報告**

**幹事 田中 雅貴**

1. 12月は何かと忙しい時期で、今年の例会もあと3回で終わります。12月のスケジュールを確認します。

12月5日の例会は赤岡ガバナー補佐の「クラブ訪問例会」、12日は「通常例会」、19日の例会は16日に変更しての「クリスマス親睦夜間例会」、会場は「新寿し」で午後6時30分より行います。

12月26日の例会は「年末特別休会」と成りますので、お間違えの無い様にお願ひ致します

2. 「第26回ふるさとを描く子ども絵画展」にNNS甲府CATVの取材が入り、「TVギャラリー」の番組内で12月1日～7日の1週間放映されます。会員の方々にはPRをお願ひ致します。

3. 国際ロータリー日本事務局財務室より、12月のロータリーレートのお知らせがありました。  
ロータリーレート 1ドル 112円との事です。

4. 例会変更のお知らせ

☆市川大門ロータリークラブ☆

12月10日(水)の例会は「リニア一見学センター見学例会」の為 時間・会場の変更

点 鐘：午前9時

会 場：「市川三郷町町民会館 駐車場」

12月17日(水)の例会は「クリスマス家族会例会」の為 時間の変更

点 鐘：午後6時30分

会 場：「あさひセンチュリー ホテル」

**届出欠席者** 鮎川 一明君 田中 雅貴君

林 美喜枝君

**届出失念者** なし

**出席免除者** なし

**メイクアップ** 原田 哲君 田中 雅貴君

竹野 満君

**ビジター** なし

**備考** なし

**ニコニコ BOX**

● 冬かな? 竹野 満

**☆会員卓話(2)☆**

**竹野 満会員**

(第1636回会報掲載分の続き)

このたび、家裁から「後見制度支援信託」を運用するようにとの連絡があり、急速に広まると思われますので、概略をお話します。

私にも先日、家裁より継続して親族が後見人を行っている事案を、後見信託のため専門職後見人に選任された旨(審判)の連絡がありました。

被後見人(本人)の財産の内、

(1) 日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理すること。

(2) 通常使用しない金銭を信託銀行に信託すること。(つづく)

**次回のプログラム 12月12日(金)**

**年次総会 次期役員・理事選出**